

印刷物への掲載について

山形県立博物館

- 1 本館所蔵資料の模写・実測・写真について、印刷物等への掲載を希望する場合は、本館の定める手続きをしてください。
- 2 印刷物等に掲載できる資料は、原則として、本館所蔵資料及び寄託資料に限るものとします。
但し、借用資料の印刷物への掲載については、資料所蔵者の承諾書を添えて申請したときは、この限りではありません。
- 3 印刷物等への掲載希望者は、『印刷物等掲載申請書』（様式第7号）を館長に提出してください。
- 4 申請内容が公益上妥当であると認めるときは、館長はこれを許可し、申請者に『印刷物等掲載許可書』（様式第8号）を発行します。
- 5 資料を印刷物等に掲載する場合には、本館名、所蔵・保管の別を明記してください。
- 6 資料を掲載した印刷物等は資料として保存しますので、当該印刷物等を1部本館へ寄贈してください。
- 7 申請者が申請内容を著しく変更して掲載した場合には、館長はその訂正・削除を要求することがあります。